

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 燕市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「医療保険証」を「加入医療保険資格情報が分かる書類」に改める。

(燕市老人医療費助成条例の一部改正)

第2条 燕市老人医療費助成条例(平成18年燕市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「被保険者証若しくは組合員証」を「加入医療保険資格情報が分かる書類」に改める。

(燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「医療保険証」を「加入医療保険資格情報が分かる書類」に改める。

(燕市精神障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第4条 燕市精神障害者医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保険証」を「加入医療保険資格情報が分かる書類」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。